

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

昨年の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国内外に広く知らしめる結果となった。

一方、多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で活動する自衛隊、警察、消防等が、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用等の初動体制に手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果として、更に被害が拡大する恐れがある。

また、我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害への対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年には、自由民主党、民主党、公明党の三党により、国と国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に国として迅速かつ適切に対処するための「緊急事態基本法」の制定について合意がなされたが、未だ制定の見通しは立っていない。

その一方で、昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級の度重なる北方領土の訪問、北朝鮮による核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産および安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府におかれては、我が国の安全保障体制を確立し、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月3日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
警察庁長官
殿